新潟県特別豪雪地帯市町村協議会
第５４回定期総会資料

日　時　　令和８年７月２２日（水）10：30～10：55

場　所　　新潟県自治会館 本館２階 役員室（オンライン併用）

総　会　次　第

１　開　　会

２　会長挨拶

３　議　　事

第１号議案　　令和７年度事業報告について

第２号議案　　令和７年度歳入歳出決算について

第３号議案　　令和８年度事業計画（案）について

第４号議案　　令和８年度歳入歳出予算（案）について

第５号議案　　令和９年度国に対する要望事項（案）について

第６号議案　　役員の改選について

４　そ　の　他

５　閉　　会

第１号議案

令和７年度事業報告について

令和７年度事業について別紙のとおり報告する。

令和８年７月２２日

会　　長　　関　口　芳　史

令和７年度事業報告

1　諸会議の開催

年 月 日	場　所	事　　業　　内　　容
７．７．22		書面による理事会を開催し、総会付議事項について審議した。
７．７．23	自治会館 (Zoom 併用)	第53回定期総会を開催し、次の事項について審議した。 第１号議案　令和６年度事業報告について 第２号議案　令和６年度歳入歳出決算について 第３号議案　令和７年度事業計画(案)について 第４号議案　令和７年度歳入歳出予算(案)について 第５号議案　令和８年度国に対する要望事項(案)について 第６号議案　役員の選任について ・ 第１号議案から第４号議案については、いずれも原案のとおり承認された。 ・ 第５号議案については、下記項目を除き、原案のとおり承認されたとともに、要望の方法については、役員に一任された。なお、総会後、内閣府の「大規模複合災害に備えた避難路の確保」及び農林水産省の「農用地の消雪促進に対する支援制度の創設」の２項目について、会員市町村に修正案の意見照会を行い、事務局案で了承された。 ・ 第６号議案については、原案のとおり承認された。副会長の米田 徹 糸魚川市長の退任に伴い、欠員となっている副会長に、同じ上越地区から久保田 郁夫 糸魚川市長が選任された。役員は、次のとおりである。 会　長　十日町市長　関　口　芳　史 副会長　糸魚川市長　久保田　郁　夫（新任） 副会長　関川村長　加　藤　　弘 理　事　長岡市長　磯　田　達　伸 監　事　湯沢町長　田　村　正　幸 監　事　村上市長　高　橋　邦　芳

2 要 望 活 動

年 月 日	場 所	事 業 内 容
7．8．8	東 京 都	令和８年度国家予算の概算要求に向けて特別豪雪地帯振興対策予算について要望した。 （特別豪雪地帯市町村議会協議会及び市長会、町村会に事務局を置く地域振興関係９団体合同要請） １ 要望者 副会長 関川村長 加 藤 弘 ほか事務局 ２ 要望先 内閣府、厚生労働省、文部科学省、県選出国会議員 なお、県に対してもその実現について協力を依頼した。

第２号議案

令和７年度歳入歳出決算について

令和７年度歳入歳出決算について別紙のとおり承認を求める。

令和８年７月２２日

会　　長　　関　口　芳　史

令和7年度 歳入歳出決算書

令和7年 4月 1日
令和8年3月31日

歳　　入　　（単位:円）

科　　目	予 算 額 (A)	収 入 済 額 (B)	差　引 (A)－(B)	備　　考
1 会　　費	288,000	288,000	0	
(1) 会　　費	288,000	288,000	0	@16,000×18市町村
2 繰 越 金	249,674	249,674	0	
(1) 繰 越 金	249,674	249,674	0	前年度繰越金
3 諸 収 入	326	405	△ 79	
(1) 雑　　入	326	405	△ 79	普通預金利息
歳 入 合 計	538,000	538,079	△ 79	

歳　　出　　（単位:円）

科　　目	予算額 (A)	支出済額 (B)	予算残額 (A)－(B)	備　　考
1 会　議　費	45,000	11,890	33,110	
(1) 旅　　費	5,000	0	5,000	
(2) 需　用　費	35,000	11,890	23,110	総会資料等
(3)使用料及び賃借料	5,000	0	5,000	
2 事 務 局 費	35,000	5,830	29,170	
(1) 旅　　費	10,000	0	10,000	
(2) 需　用　費	10,000	330	9,670	残高証明書交付手数料
(3) 役　務　費	15,000	5,500	9,500	郵便料
3 事　業　費	408,000	265,424	142,576	
(1) 旅　　費	135,000	107,724	27,276	要望活動旅費等
(2) 需　用　費	210,000	137,620	72,380	要望書印刷 雪シンポジウム協賛金
(3) 役　務　費	30,000	15,880	14,120	郵便料、銀行振込手数料
(4)使用料及び賃借料	23,000	4,200	18,800	タクシー使用料
(5) 交　際　費	10,000	0	10,000	
4 予　備　費	50,000	0	50,000	
(1) 予　備　費	50,000	0	50,000	
歳 出 合 計	538,000	283,144	254,856	

財政調整積立金

種　　別	R7期首	利息	取崩額	R7期末	備　　考
定期預金	304,830	65	0	304,895	第四北越銀行 R7.8.2～R8.8.2(1年) 利率0.25%

歳 入 合 計 額　　538,079 円
歳 出 合 計 額　　283,144 円
歳入歳出差引残額　　254,935 円 （令和8年度へ繰越）

監　査　報　告　書

新潟県特別豪雪地帯市町村協議会
会　長　　関　口　芳　史　　様

新潟県特別豪雪地帯市町村協議会

監　事　村上市長　高橋邦芳

監　事　湯沢町長　田村正彦

新潟県特別豪雪地帯市町村協議会の令和７年度歳入歳出決算の監査結果を、下記のとおり報告します。

記

１　監査年月日、場所

令和　８　年　５　月２５日　　新潟県自治会館役員室

令和　８　年　６　月２９日　　新潟県自治会館役員室

２　監査結果

歳入歳出の決算計数は、会計帳簿及び証拠書類等とそれぞれ符合し、収支は適正なものと認める。

３　改善要望事項

特記事項なし。

第３号議案

令和８年度事業計画(案)について

令和８年度事業計画について別紙のとおり承認を求める。

令和８年７月２２日

会　　長　　関　口　芳　史

令和８年度事業計画（案）

１　会議の開催について

(1)　総　　会

事業計画、予算および決算の承認、運動方針等を審議するため、年１回定期総会を開催するほか、必要に応じ臨時に総会を開催する。

(2)　役 員 会

総会に付議する事項及び当会の運営上の必要事項を審議するため、役員会を開催する。

２　要望活動について

雪害対策をはじめ雪によって生ずる諸問題解決に必要な対策の推進並びに国家予算の確保を図るため中央要望を行うとともに、必要に応じ県に対し要望を行う。

３　関係市町村の相互連絡について

会員市町村が雪害に関する諸問題及びその対策について相互連絡を図るとともに、雪シンポジウムの協賛を行う。

４ 関係団体との協力について

全国積雪寒冷地帯振興協議会その他関係ある団体との連絡及び運動の相互協力を図る。

５　研修会の開催について

会員市町村の地域振興のため、本協議会をはじめ、県内地域振興関連団体と合同により、必要に応じ地域振興事業市町村担当者研修会を開催する。

第４号議案

令和８年度歳入歳出予算(案)について

令和８年度歳入歳出予算について別紙のとおり承認を求める。

令和８年７月２２日

会　　長　　関　口　芳　史

令和8年度 歳入歳出予算（案）

令和8年 4月 1日から
令和9年3月31日まで

歳　入　　（単位:円）

科　　目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	前年度決算額 (C)	前年度予算額との比較 (A)-(B)	説　明
1 会　　費	288,000	288,000	288,000	0	
(1) 会　　費	288,000	288,000	288,000	0	@16,000×18市町村
2 繰 越 金	254,935	249,674	249,674	5,261	
(1) 繰 越 金	254,935	249,674	249,674	5,261	前年度繰越金
3 諸 収 入	565	326	405	239	
(1) 雑　　入	565	326	405	239	預金利息
合　　計	543,500	538,000	538,079	5,500	

歳　出　　（単位:円）

科　　目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	前年度決算額 (C)	前年度予算額との比較 (A)-(B)	説　明
1 会 議 費	46,500	45,000	11,890	1,500	
(1) 旅　　費	5,000	5,000	0	0	
(2) 需 用 費	36,500	35,000	11,890	1,500	総会資料等
(3)使用料及び賃借料	5,000	5,000	0	0	総会会場使用料
2 事務局費	35,000	35,000	5,830	0	
(1) 旅　　費	10,000	10,000	0	0	
(2) 需 用 費	10,000	10,000	330	0	事務用品等
(3) 役 務 費	15,000	15,000	5,500	0	郵便料
3 事 業 費	412,000	408,000	265,424	4,000	
(1) 旅　　費	135,000	135,000	107,724	0	要望活動旅費等
(2) 需 用 費	210,000	210,000	137,620	0	要望書印刷等 雪シンポジウム協賛金
(3) 役 務 費	34,000	30,000	15,880	4,000	郵便料
(4) 使用料及び賃借料	23,000	23,000	4,200	0	要望活動車借上料
(5) 交 際 費	10,000	10,000	0	0	
4 予 備 費	50,000	50,000	0	0	
(1) 予 備 費	50,000	50,000	0	0	
合　　計	543,500	538,000	283,144	5,500	

財政調整積立金

種　　別	R8期首	利息	取崩額	R8期末	備　　考
定期預金	304,895	646	0	305,541	第四北越銀行 R7.8.2～R8.8.2(1年) 利率0.25%

第５号議案

令和９年度国に対する特別豪雪地帯振興策に関する要望事項（案）について

令和９年度国に対する特別豪雪地帯振興策に関する要望事項について別紙のとおり承認を求める。

令和８年７月２２日

会　長　　関口芳史

（見え消し）

令和９年度国に対する特別豪雪地帯振興策
に関する要望事項

国土交通省

１　豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の継続・拡充について

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金について、~~先進的取組に対する財政措置を拡充するとともに、~~現行の事業期間終了後も先進的な取組の試行や実装への支援により、様々な試行的取組を行い、豪雪地帯における~~いてける~~持続可能な除雪体制を構築~~していけるできる~~よう、恒久的な財政措置を講じること。

２　除排雪における新技術導入に係る支援強化について

(1)　除雪車~~の~~オペレーターの高齢化や減少が進む中、持続可能で効率的な除排雪を遂行できる体制構築のため、除雪車の自動運転など新技術導入に向けた調査・研究を促進すること。

(2)　除雪作業時の死傷事故防止や除雪共助組織の担い手不足の抜本的解決に向けて、無人除雪技術など新技術開発に対する財政支援を講じること。

３　雪に関する調査研究体制の強化について

(1)　雪対策を推進するため関係機関との連携を図り、各地域固有の自然的社会的環境に適した雪寒技術の開発を推進するとともに、屋根雪処理技術の推進など、雪国の生活環境改善に関する調査研究体制の充実を図ること。
→全削除した下記(3)の主旨を踏まえつつ、文章を統合

(2)　雪害研究を促進するため、国立研究開発法人土木研究所雪崩・地すべり研究センターの拡充~~強化~~を図るなど、克雪・利雪に関する調査研究体制の~~さらなる~~強化を図ること。

~~(3)　屋根雪処理や雪情報など、雪国の生活環境改善に関する調査研究体制の充実を図ること。~~

４　積雪寒冷地域の都市公園における全天候型施設の整備促進について

積雪期でも利用できる全天候型の施設を都市公園内に整備できるよう、補助制度の拡充を図ること。

５　市町村道除雪費の支援制度の充実について

(1)　道路除雪費にかかる社会資本整備総合交付金が満額交付されるよう所要額を確保するとともに、雪寒指定道路の指定要件を緩和すること。

(2)　山間地域においては、冬期間道路交通を確保するため、道路沿線の田畑等を雪置き場として利用して~~いる状況にあり~~おり、作付前の春先になっても膨大な除排雪作業が必要となっていることから、これらの春先除排雪作業に対する適切な支援措置を講じること。

(3)　豪雪時における被災自治体への財政支援のため、生活関連道路の除雪費を補助対象とすることや、平年除雪費を超える場合の除雪費全額を補助対象とする~~こと~~など~~も含め~~、臨時市町村道除雪費補助金の交付基準を明確化~~するなど制度を確立する~~し、制度の確立を図ること。

(4)　豪雪地帯の棚田地域において、~~冬期間の道路交通を確保し、~~同地域での定住等~~を促進するため、~~の促進のためには冬期間の道路交通確保が必要であり、令和元年施行の棚田地域振興法に基づく指定棚田地域内の道路除雪経費等に対する新たな支援措置を講じること。

６　冬期間道路交通確保の拡充強化について

(1)　雪寒道路事業（除雪事業、防雪事業、凍雪害防止事業、除雪機械整備事業、消雪パイプリフレッシュ事業）の計画的な推進を図るため、社会資本整備総合交付金の必要総額を確実に確保すること。

また、降雪~~はが~~年度末まで続くことにより、除雪費の精算が年度を~~超える~~跨がる場合があることから、同交付金の弾力的な運用等、地方の自由裁量を拡大すること。

(2)　除雪機械維持や消融流雪施設維持管理費に対する新たな財政支援措置を講じること。

(3)　~~道路除雪は、~~除雪車の走行等により、舗装路面の痛みや路面標示等の削れ等、夏期における道路維持補修費が多額となることから、道路維持補修費の財政支援措置について配慮すること。

(4)　豪雪時における雪捨て場及び雪堆積場を確保するため、河川敷等未利用国有地の利用にあたっては、河川法等による許可要件の緩和等弾力的な運用を行うとともに今後の河川整備にあたっては、冬期間における雪捨て場としての使用を考慮すること。

(5)　地域住民にとって重要な生活道路における除雪車の円滑な通行を確保するため、狭あいな路線の拡幅にかかる社会資本整備総合交付金について、必要総額の確保及び拡充措置を講じること。

(6)　豪雪地において地元業者による除雪体制を堅持するため、建設業法における経営規模等評価申請（経営事項審査）時の加点対象科目に、道路除雪を担う事業者の除雪実績を加えること。

(7)　安定的で持続的可能な除雪体制を維持し、地域住民の社会・経済活動に必要な安全で安心な冬期交通を確保するため、~~除雪オペレーターの~~高齢化や減少が進む~~中、将来にわたり除雪車による除雪が維持できるよう、~~除雪オペレーターの確保・育成や基本待機料等の除雪体制維持に対~~するし、~~財政支援を講じること。

(8)　豪雪地域住民の移動手段として必要不可欠なバス路線の維持・存続のため、豪雪地帯のバス運行事業者が負担する停留所等の除雪作業、スノータイヤやチェーン及び寒冷地用バッテリー購入、融雪剤により劣化した車体改修に係る費用に対~~してする~~財政支援を講じること。

(9)　短期間~~集中的な大雪時~~に集中的な降雪があった場合の道路交通確保対策において、より一層迅速な情報の収集・関係機関との共有を図るため、ＩＣＴ等の新技術を活用した取組みやデジタル化を推進すること。

(10) 令和４年 12 月の記録的な集中降雪により、直轄国道で大規模な立ち往生が発生したことから、車両待避スペースの確保、消融雪施設の整備、国道事務所管内の除雪体制の強化、車両滞留状況の把握及び情報提供の強化など、大雪に強い道路交通の確保に向けた対策を図ること。

(11) 大雪によりる生活道路での電柱の倒壊などの災害時において、早期に除雪作業が行えるよう、関係機関との緊急連絡体制構築に対する支援を行うとともに、降雪前に道路除雪に支障となりえる樹木の伐採等に関する財政支援を講じること。

7　河川関連雪対策事業の推進について

水量豊かな河川から、市街地を流れる中小河川に消流雪用水を導入供給するための予算の確保を図ること。

8　特別豪雪地帯における河川区域内工事の制限の緩和について

河川区域内工事は非出水期に行うとされているが、特別豪雪地帯においては、非出水期の半分近くが降雪積雪期に当たり、さらに、融雪期には、融雪水の増加により、出水期より水量が増加する河川も多くあり工事の支障となっていることから、非出水期以外でも工事の施工が可能となるよう見直しを行うこと。

9　克雪用水取水（流雪溝）のための水利権申請の簡素化について

一級河川等の支流の取水利用計画は、冬期間のみの利用であり使用水は全て元の河川に還元されることから、観測基準データ年数の短縮及び水利権許可手続きの簡素化を図ること。

10　克雪住宅対策等の推進について

(1)　克雪住宅対策を推進するための予算を確保すること。

(2)　屋根雪下ろし作業時の安全対策を推進するための予算を確保すること。

11　雁木・アーケード整備等に係る財政支援について

(1)　雁木・アーケードは、特別豪雪地帯にとって冬期間の歩行者の空間確保や雪国の伝統的な都市景観を守るうえで、欠くことのできない施設である。雁木やアーケードのあり、その新改築等には、多額の費用を要することから、市町村の財政負担を軽減するため新たな財政支援措置を講じること。

(2)　アーケードや空き家等の屋根雪処理について、除排雪の担い手不足に対応するため住民主体で除排雪を行う体制づくりを推進しているが、体制づくりをはじめ除排雪にかかる費用について財政支援を講じること。→空家について、他に要望あり

12　冬期鉄道輸送力の安定確保について

(1)　令和２年度豪雪において、記録的な降雪により、在来線の運休が相次ぎ、住民の通学や通勤等に多大な支障をきたしたことから、豪雪時にも安定運行ができるよう、冬期の鉄道輸送力確保に向けた雪害対策を強化すること。

　また、冬期間の列車の遅延及び運休時に鉄道事業者が実施する代替輸送に対して財政支援を講じること。

(2)　第三セクター鉄道は、多額の設備投資を抱え、旅客需要も低迷していることから、運賃収入が減少し、経営環境は、一段と厳しさを増している。とりわけ、豪雪地帯においては、除雪対策にかかる経費が、鉄道事業者の財政状況を圧迫し、今後の鉄道の維持存続が強く危惧される。

　このため、鉄道事業者の安定経営と冬期間の輸送力確保や安全運行に資するため、除雪対策経費等に対する財政支援を拡充すること。

13　地域気象観測システム観測点の増設について

豪雪地帯でありながら、積雪観測が実施されていない地域がある。

また、近年異常気象による局地的な降雪が頻繁に発生しており、山間部と平野部では、降雪量に大きな差異があるため、災害防止の観点から、地域気象観測システム観測点を増設すること。

14　空家等の除排雪に係る財政支援について

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の除排雪を円滑に実施するための財政支援を講じるとともに、空家等の屋根雪除雪を同法の適用対象とすること。

15　水道施設の維持管理に係る財政支援について

(1)　豪雪地帯においては、寒波等の影響による給水管の凍結破損が多々あるにもかかわらず、が、積雪時の復旧工事は困難な場合があるため、ヒーターや保温材の設置など給水管の凍結防止対策に対する財政支援を講じること。

(2)　降積雪期における水道施設の適正な維持管理等が図られるよう、修繕における未除雪区間移動のための雪上車の購入等の経費や、水道施設の運転異常を瞬時に覚知し遠隔操作が可能となる監視システムの導入等に係る経費に対し財政支援を拡充すること。

内 閣 府

１　災害救助法の運用改善について

~~(1)~~　災害救助法において降雪による被害状況を把握するための写真については、救助申請者の多くが高齢者である実態を踏まえ、極力簡易的な写真とすること。

~~(2)　災害救助法が適用された場合の障害物除去（除排雪）については、迅速かつ応急的に対処する趣旨から一般基準としてその適用期間が 10 日間とされている。この期間については、国との協議により延長できるものではあるが、近年、短期間での大量降雪等によりその被害が被災地一円で一斉に発生し、これに対し障害物除去を行う事業者が限られる等、法適用当初から 10 日以上の救助期間が必要となる状況が生じている。このため、当初から救助期間を長く設定すること。~~

２　大規模複合災害に備えた避難路の確保について

県内全域が豪雪地帯である本県では、特に、冬季に安全かつ円滑な避難路の確保、環境整備が重要であることから、必要な箇所への消雪パイプ等消融雪施設の整備及び稼働に係る経費について、財政措置を講じること。

また、豪雪時に幅員が狭くなり、２車線確保が難しい避難路の拡幅事業や幅員狭小区間のバイパス道路の整備について、財政措置を講じること。（小千谷市提出）

総 務 省

1　特別豪雪地帯の財政強化について

(1)　地方交付税については、豪雪地域をはじめとする条件不利地域の財政運営に支障が生じないよう措置すること。→地交税の項目を(1)に、以下項送り

(2)　「一般補助施設整備等事業債」の豪雪地帯対策事業分の起債枠の確保を図るとともに元利償還金について、普通交付税算入（事業費補正）等の財源措置を講じること。

(3)　積雪による倒壊のおそれがある公共施設等の除却に係る地方債について交付税措置を講じるなど特別豪雪地帯の実情を十分に踏まえた財政措置を講じること。

(4)　豪雪時において、市町村は多額の道路除雪費、公共施設の除雪費等を支出して~~いるがおり~~、普通交付税措置額を超過する除排雪等に要した費用に対し、全額特別交付税で措置すること。

(5)　特別豪雪地帯における除排雪経費の雑損控除には、雪おろし費用が対象とされているが、屋根融雪並びに家屋の外周の消雪に係る光熱水費についても対象とすること。

(6)　豪雪地域における過疎集落での緊急車両の通行が確保されるなど、集落の存続や生活に必要不可欠な市町村道、集落内道路について、「過疎対策事業債」の対象として認めるとともに、降雪期の安全な通行を確保するための道路改良事業に対する同事業債の適債基準を緩和すること。

(7)　冬期間の集落におけるコミュニティ~~を~~維持~~し~~、安全・安心な生活~~を~~確保~~するの~~ため、~~県の補助を活用し~~地域住民による自主的な除雪活動を支援しているが、国による新たな財政支援措置（機械購入費及び燃料費補助）を講じること。

(8)　豪雪地域では、冬期間の積雪により自然水利の確保が困難であり、消火栓の除雪に苦慮していることから、積雪期の水利確保に有利な地上式多雪型消火栓の新設等に対する支援制度を創設すること。

(9)　特別豪雪地帯においては、非積雪地と比べ十分な工事期間が確保できないことから、特別豪雪地帯指定地域での国庫補助事業について、事業繰越が可能となるよう、一層の要件緩和等を図ること。

２　情報通信基盤の整備及び維持管理について

(1)　日常生活における携帯電話は、緊急災害時には有効な通信手段であり山間豪雪地においては、早期の不感地域の解消が求められていることから、防災対策の観点からも、携帯電話不感地域を早期に解消すること。

(2)　公設による情報通信設備において、その運営の方式の別にかかわらず、豪雪による倒木等により損傷した光ケーブルの修繕経費に対し財政措置を講じること。

文部科学省

１　公立文教施設整備の促進について

~~(1)　公立文教施設整備促進のため、予算増額による事業量の拡大と補助率及び補助単価の引き上げ等の支援措置を講じること。~~

(1)　冬期間の豪雪や風雪により施設の老朽化が進むことから、外壁改修や屋上防水、外構工事など施設の長寿命化対策にかかる補助金・交付金の支援を拡充すること。

(2)　特別豪雪地帯における公立文教施設の整備と統合等に係る施設建設等を計画的に進めるため必要な予算額を確保すること。

(3)　冬期間に大規模整備工事ができない特別豪雪地帯を考慮し、補助金・交付金の交付決定を年度当初に行うこと。

２　屋内社会体育施設の整備について

特別豪雪地帯における屋内体育施設の整備を図るため、必要な財源措置を講じること。

３　雪に関する調査研究機関の強化について

雪崩防止対策及び地域の生活環境整備等の雪対策研究を促進するため、国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センターの拡充強化を図り、流雪溝へ排雪する硬い雪を容易に砕くことができる安価な融雪剤の開発など克雪・利雪に関する調査研究の強化を図ること。

４　スクールバス運行に対する支援の強化について

児童生徒の冬期間における安全な通学を確保するため、スクールバス運行におけるカーポートを活用したバス待合所や歩行者通路等の設置に対する財政支援を講じること。

厚生労働省

1　要援護者の支援強化について

(1)　要援護世帯の冬期間における安全で安心な生活を維持するため、玄関前、車庫前、屋根、屋根からの落下雪等、日常生活上必要な除排雪にかかる費用、及び、屋根融雪装置にかかる燃料費に対する財政支援を講じること。

(2)　要援護世帯にかかる障害物除去を目的とした除雪機械の貸出制度を創設すること。

(3)　高齢者世帯の玄関前や屋根雪除排雪などに対する福祉保安要員制度の創設等の支援措置を講じること。

(4)　要援護者が冬期間安心して生活できるよう、越冬用の入所施設として、旅館やホテル等が利用できるような財政支援を講じるなどの体制整備を図ること。

また、冬期降雪期においても、介護予防や健康づくり事業への参加、医療機関への通院等に係る移動手段確保などの取組に対して財政支援を講じること。→全削除した下記(5)と(6)を一本化

~~(5)　介護予防や健康づくり事業を併せて実施できるよう医療サービスが偏在する豪雪地帯などの中山間地帯において安心して生活できるような環境づくりに配慮すること。~~

~~(6)　冬期間における要援護者の日常生活を支援するため、支援体制の構築や、移動手段の確保に関する取組に対して、財政支援を講じること。~~

こども家庭庁

１　児童福祉施設の整備について

特別豪雪地域における児童福祉施設の整備促進を図るため、事業量の拡大と交付基礎点数の引き上げなど財政的支援の拡充を図ること。

農林水産省

１　なだれ防止対策事業の強化について

なだれ及び地すべり防止対策を促進するための防災林造成事業、地すべり防止事業並びに保安林保育事業の積極的な予算措置を講じること。

２　農用地の消雪促進に対する支援制度の創設について

農用地の消雪の遅れにより、農業生産への影響や融雪に伴う被害が発生しないよう、作付準備として行う除排雪処理にかかる費用について、必要な財政支援を講じること。

３　農水省所管補助事業の施設処分承認基準の弾力的運用について

補助金を活用して建設した財産（施設）について、社会情勢の変化等により不用になった施設処分の円滑化を図り、早期取り壊しによる安全の確保と降雪期の費用負担を軽減するため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に係る処分制限基準の緩和など、更なる弾力的運用を進めること。

４　豪雪地帯における農業振興対策の強化について

(1)　補助制度を活用して農業用ハウス等を取得するにあたり、大雪による倒壊防止に必要となる骨格材の増強や筋交いの設置などの機能強化にかかる費用について、財政支援を拡充すること。

(2)　冬期間での園芸農家の収入を確保するため、積雪下における園芸作物の安定生産に向けた技術開発等に対して、支援を講じること。

経済産業省

１　企業誘致促進のための支援強化等について

（1）　特別豪雪地帯における企業誘致に対する優遇制度の拡充を図るとともに、除雪・消雪にかかる経費を支援すること。

（2）　豪雪時~~の交通マヒを避け、産業団地における企業活動が停滞することのないよう、~~においても交通手段を確保し企業活動が停滞することのないよう、産業団地における企業活動融雪施設の設置及び維持に係る財政支援を講じること。

２　雪エネルギーの利用促進のための支援制度の拡充について

~~新エネルギーとして認められた~~豪雪地域固有の再生可能エネルギーである雪エネルギーの利用を促進するため、公的支援制度の拡充を図ること。

３　商店街等に対する融雪関係設備の設置に関する支援制度の創設について

商店街や各商店等が、冬期の利便性を高め~~て~~集客~~することに~~つなげるため、商店街道路や駐車場、屋根雪等に対する融雪関係設備を設置した場合の支援制度を創設すること。

４　利雪・克雪の調査研究に関する支援制度の創設について

自治体~~自身が~~において雪害防止、利雪・克雪の調査研究に積極的に取り組むための財政的な支援制度を創設すること。

５　小型除雪機の流通改善について

コミュニティ除雪に用いる小型除雪機を計画的に更新配備することができるよう、半導体不足の影響による小型除雪機の品薄状態改善に向けた対策を講じること。

６　再生可能エネルギーの普及について

（1）　豪雪地帯における太陽光や木質バイオマス、風力、地熱など、多様な再生可能エネルギーを普及するため、豪雪地帯の気象条件に順応した耐雪圧パネルや寒冷仕様の設備などについて、研究機関等が行う技術開発・普及に向けた取~~り~~組~~み~~を支援すること。

（2）　暴風雪等による停電時の電源確保をはじめ、防災機能の強化を図るため、木質バイオマスや風力、地熱、太陽光など、~~豪雪地帯の地域特性がもたらす豊富な~~再生可能資源を活用した公共施設等への再生可能エネルギーの導入に対し、財政措置を講じること。→木質バイオマスや風力、地熱、太陽光などは豪雪地帯の地域特性がもたらすものではないため。

環 境 省

１　地下水人工涵養施設等に係る支援制度の創設について

地下水の貯留・涵養機能~~をの~~維持~~及び、~~向上を図るため、雨水浸透能力及び水源涵養能力を有する涵養施設整備等に係る支援制度を創設すること。

２　地下水散水方法以外の消融雪設備の設置に関する支援制度の創設について

地下水の保全に資すると認められる無散水型消融雪設備等の地下水散水方法以外の消融雪設備を設置する者に対する支援制度を創設すること。

第６号議案

役員の改選について

新潟県特別豪雪地帯市町村協議会規約第６条により、本日をもって役員の任期が満了するので、下記のとおり選任を求める。

令和８年７月２２日

会　　長　　関　口　芳　史

記

会　　長　　１名

副 会 長　　２名

理　　事　　１名

監　　事　　２名

新潟県特別豪雪地帯市町村協議会役員（案）

（任期：２年間
令和８年７月 22 日～令和 10 年７月総会まで）

役　職	所　属	氏　名	備　考
会　長	十日町市長	関口　芳史	（再任）
副会長	糸魚川市長	久保田　郁夫	（再任）
副会長	関川村長	加藤　　弘	（再任）
理　事	長岡市長	磯田　達伸	（再任）
監　事	湯沢町長	田村　正幸	（再任）
監　事	村上市長	高橋　邦芳	（再任）

新潟県特別豪雪地帯市町村協議会規約

（名称及び事務所）

第１条　この会は、新潟県特別豪雪地帯市町村協議会と称し、事務所を新潟県自治会館におく。

（目　　的）

第２条　この会は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、特別豪雪地帯の指定をうけた市町村（以下「特別豪雪市町村」という。）が緊密に連けいし、雪によって生ずる諸問題解決のため、これが対策の推進を図ることを目的とする。

（組　　織）

第３条　この会は、特別豪雪地帯指定市町村をもって組織する。但し、特別豪雪地帯指定市町村以外の市町村でこの協議会の趣旨に賛同し、特に加盟を希望する市町村は会員となることができる。

（事　　業）

第４条　この会は、第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。

１　雪害対策をはじめ、雪によって生ずる諸問題解決に必要な対策の推進。

２　関係市町村の相互連絡及び提けい。

３　その他第 1 項の目的達成のため必要と認められる事業。

（役　　員）

第５条　この会に、次の役員を置く。

会　　長　　1　名

副 会 長　　2　名

理　　事　　若干名

監　　事　　2　名

２　会長、副会長、理事及び監事は総会において、これを選任する。

３　会長は、この会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

５　理事は、この会の事務を掌理する。

６　監事は、会計を監査する。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は２年とし、再任をさまたげない。

２　補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（会　　議）

第７条　この会の会議は、総会及び理事会とする。

総会は事業計画、予算及び決算の承認、規約の改正、役員の選任又はこの会の運動方針等を審議する。

２　理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会に付議する事項及びこの会の運営上の重要事項を審議する。

（会議の招集等）

第８条　会議は、会長がこれを招集する。

２　会議の議長は、会長がこれにあたる。

３　会議の議決は、すべて出席者の過半数による。

（顧問及び参与）

第９条　この会に顧問及び参与をおくことができる。

２　顧問及び参与は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

３　顧問及び参与は、この会の会議に出席して意見を述べることができる。

（事　務　局）

第10条　この会に事務局をおく。

２　事務局長及び職員は会長が委嘱する。

（財　　務）

第11条　この会の事業を行うため必要な経費は、会費その他の収入をもって充てる。

２　会費は、毎年度予算で定める。

（会 計 年 度）

第12条　この会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（そ　の　他）

第13条　この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長がこれを定める。

附　　則

この規約は、昭和47年12月25日から施行する。

会　員　名　簿

（令和8年7月13日現在）

長岡市	東蒲原郡　阿賀町
上越市	南魚沼郡　湯沢町
三条市	中魚沼郡　津南町
柏崎市	岩船郡　関川村
小千谷市	計18（市14、町村4）
加茂市	
十日町市	
村上市	
糸魚川市	
妙高市	
五泉市	
魚沼市	
南魚沼市	
胎内市	